

平成25年 2 月

岩手県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

平成25年 2 月19日

岩手県後期高齢者医療広域連合議会

議事日程第1号

平成25年2月19日（火）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 広域連合長あいさつ
- 第4 議案第1号 岩手県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第5 議案第2号 岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例
- 第6 議案第3号 平成24年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）
- 第7 議案第4号 平成24年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 第8 議案第5号 平成25年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 第9 議案第6号 平成25年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算

本日の会議に付した事件

上記日程のとおり

出席議員（30名）

- | | |
|--------------|---------------|
| 1番 濱 欠 明 宏 君 | 2番 菅 原 恒 雄 君 |
| 3番 平 賀 守 君 | 4番 小 原 享 子 君 |
| 5番 古 舘 章 秀 君 | 6番 船 野 章 君 |
| 7番 工 藤 由 春 君 | 8番 関 善次郎 君 |
| 9番 梶 屋 伸 夫 君 | 10番 山 本 賢 一 君 |

11番 浅沼幸雄君
13番 千田勝治君
15番 猿子恵久君
17番 八幡文耕君
19番 内田和良君
21番 菊池孝君
23番 笹渡昇君
25番 浜川末松君
27番 千田力君
31番 武田平八君

12番 牧野茂太郎君
14番 松坂喜史君
16番 中崎和久君
18番 櫻庭豊太郎君
20番 児玉正彦君
22番 阿部義正君
24番 武田猛見君
26番 田村繁幸君
28番 石川章君
32番 長谷川和男君

欠席議員（3名）

29番 昆暉雄君
33番 中村芳正君

30番 畠山直人君

説明のため出席した者

広域連合長 谷藤裕明君
次長兼 蛇口秀人君
総務課長
会計管理者兼 沢田修悦君
会計室長
事務代理

事務局長 浅沼秀夫君
業務課長 高橋悟君

職務のため出席した者

議会書記長 蛇口秀人君
議会書記 小笠原謙君

議会書記 工藤浩統君

開会 午後 2時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（菅原恒雄君） これより平成25年2月岩手県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会します。

本日の出席議員は30名であります。欠席の通告は、昆暉雄議員、畠山直人議員、中村芳正議員、以上3名であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（菅原恒雄君） 最初に諸般の報告をします。

監査委員から例月出納検査の結果報告3件があります。お手元に資料を配付しておりますのでご了承願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（菅原恒雄君） これより本日の議事日程に入ります。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程第1号により進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、議長において、20番 児玉正彦議員、21番 菊池孝議員、以上の2名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（菅原恒雄君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日1日としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○議長（菅原恒雄君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は1日と決定しました。

◎広域連合長あいさつ

○議長（菅原恒雄君） 日程第3、広域連合長あいさつであります。

谷藤広域連合長。

○広域連合長（谷藤裕明君） 平成25年2月岩手県後期高齢者医療広域連合議会定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

さきの東日本大震災から1年11カ月が経過いたしました。被災された方々の多くは仮設住宅等の暮らしを依然として強いられるなど、高齢者である被保険者の生活は厳しい状況にあり、引き続き被災被保険者の医療の確保や健康の保持増進を図っていくことが保険者である当広域連合の責務と存じております。

さて、今後の高齢者医療制度につきましては、先ほど全員協議会においてもご説明申し上げたところでありますが、制度の状況等を踏まえ、必要に応じて社会保障制度改革国民会議において検討し、結論を得ることとされており、医療保険制度を持続可能にする観点から、制度の枠組みのあり方やその他の検討を要する課題などについて議論されていくものと考えております。

いずれにいたしましても、当広域連合といたしましては、このような国の動向を注視しながら適切に対応してまいりたいと存じておりますし、現行の制度が継続する間は、財政運営を初め制度運営に伴う保険料の収納対策や高齢者の健康づくり、医療の適正化対策などの取り組みを着実に進め、保険者としての更なる機能強化を図ってまいりたいと存じます。

また、東日本大震災により被災した被保険者に対する後期高齢者医療の一部負担金の免除措置につきましては、今年3月まで継続することとしているところでありますが、4月以降の免除措置の延長については、再度、国に対して経費の全額を財政支援するよう要望したと

ころであり、現在、国及び岩手県の対応や県内市町村の意向を確認しながら、引き続き被災保険者の受診機会を確保するため、免除措置を延長する方向で調整を進めているところであります。

本日は、後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例、平成25年度広域連合一般会計及び後期高齢者医療特別会計予算など、6議案をご提案申し上げますので、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます、ごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

◎議案第1号及び議案第2号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅原恒雄君） 日程第4、議案第1号「岩手県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」から日程第5、議案第2号「岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例」まで一括議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

浅沼事務局長。

○事務局長（浅沼秀夫君） それでは、恐れ入りますが、配付しております議案書をご覧ください。

1ページから2ページをお開き願います。

議案第1号「岩手県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。提案理由につきましてご説明を申し上げます。

改正の趣旨であります。岩手県人事委員会の勧告及び県の状況等を勘案し、一般職の職員の期末手当の支給割合を改定しようとするものであります。

年間の支給割合を0.05カ月分引き下げるものであります。

なお、当広域連合職員の給与につきましては、派遣元の市町村の条例に基づき支給されておりますことから、広域連合職員に対しての本改正案の適用はないわけではありますが、県の例に準じ所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案書3ページから4ページをお開き願います。

議案第2号「岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例」についてであります。平成25年度における保険料軽減措置の実施に伴い、

その財源に充てるため交付されます高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金を積み立てる後期高齢者医療制度臨時特例基金の設置期限について所要の改正をしようとするものであります。

以上、議案第1号及び議案第2号につきましてご説明を申し上げます。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原恒雄君） これより議案審議を行います。

議案第1号から議案第2号までに対する質疑に入ります。

質疑の方はありますか。

○議長（菅原恒雄君） 24番、武田猛見さん。

○24番（武田猛見君） 滝沢村の武田猛見です。

2号についてなんですけれども、保険料の軽減措置の延長ということは大変いいことだというふうに思いますけれども、実はその保険料の差し押さえというのが全国で7番目に多い96人が差し押さえられていると、これは2011年ですけれども。その状況について把握していればお話をお願いします。

○議長（菅原恒雄君） 答弁願います。

○業務課長（高橋 悟君） 差し押さえ件数につきましてですけれども、岩手県におきましては平成23年度は29件、平成24年度におきましては12月末現在で3件ございました。

以上でございます。

○議長（菅原恒雄君） 武田さん、よろしいですか。

武田議員。

○24番（武田猛見君） どういう状況なのかということをつかんでいらっしゃるのかどうかということをちょっと聞いたかったんですけれども、その差し押さえられた方が。多分、当然普通徴収の方でしょうけれども、所得なり何なりの中で、大変な状況の中で差し押さえられているのかどうか、その辺についてお聞きしたい。

○議長（菅原恒雄君） 答弁願います。

○業務課長（高橋 悟君） 督促をしてから滞納処分という形で、差し押さえになる訳ですけれども、保険料につきましてはほとんどが年金からの特別徴収ということで、差し押さえになるのは普通徴収の方です。年金以外の所得があるという方で、例えば、土地を売ったということ譲渡所得が出たり、営業所得があったりと、そういう年金以外の所得がある人が大半のようです。

それで、前年度には所得があったけれども、1年前の所得に応じて保険料がかかりますので、今は払えないというような形の方とかが多いと把握しております。

○議長（菅原恒雄君） よろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

○議長（菅原恒雄君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原恒雄君） これをもって質疑を終わります。

意見はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原恒雄君） 意見を終わります。

これより採決に入ります。

議案第1号から議案第2号までの2件を一括採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○議長（菅原恒雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第2号までは原案のとおり可決されました。

◎議案第3号及び議案第4号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅原恒雄君） 日程第6、議案第3号「平成24年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」から日程第7、議案第4号「平成24年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」まで一括議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

浅沼事務局長。

○事務局長（浅沼秀夫君） それでは、議案書5ページから7ページをお開き願います。

議案第3号「平成24年度一般会計補正予算（第2号）」についてであります。歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ8億8,378万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億9,742万7,000円とするものであります。

議案書6ページから7ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の補正額の欄等をご覧ください。

なお、別冊となっております平成25年2月の平成24年度一般会計補正予算（第2号）に関する説明書についてもお目通しをお願いいたします。

それでは、議案書6ページをご覧ください。

初めに、歳入についてであります。第1款の分担金及び負担金は、市町村の事務費負担金であります。971万円の減額であります。

第2款の国庫支出金は、保険料不均一賦課負担金55万4,000円の減額及び保険料の軽減措置に伴う高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金8億9,400万1,000円の増額であります。

第3款の県支出金は、保険料不均一賦課負担金55万4,000円の減額であります。

第4款の財産収入は、後期高齢者医療制度臨時特例基金の預金利子であります。60万円の増額であります。

7ページをご覧ください。

次に、歳出についてであります。第2款の総務費は、8億8,489万2,000円の増額であります。平成25年度分の被用者保険の被扶養者や低所得者の保険料軽減に係る後期高齢者医療制度臨時特例基金積立金8億9,461万円の増額と、派遣職員人件費負担金等971万8,000円の減額であります。

次に、議案書8ページから11ページをお開き願います。

議案第4号「平成24年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」についてであります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8億825万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,451億40万9,000円とするものであります。

議案書9ページから11ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の補正額の欄等及び第2表、債務負担行為補正をご覧ください。

なお、別冊となっております平成25年2月の平成24年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）に関する説明書についてもお目通しをお願いいたします。

それでは、議案書9ページをご覧ください。

歳入についてであります。第1款の市町村支出金は1億6,270万円の減額であります。市町村の事務費負担金の精査による1,203万1,000円の減額及び東日本大震災による保険料減免に伴う保険料等負担金1億5,066万9,000円の減額であります。

第2款の国庫支出金は、9億3,769万2,000円の増額であります。特別調整交付金9億

3,486万円及び後期高齢者医療災害臨時特例補助金26万6,000円の増額で、東日本大震災による保険料減免及び一部負担金等免除に係る国の財政措置によるものと、後期高齢者医療制度事業費補助金113万9,000円の減額及び高齢者医療制度円滑運営補助金370万5,000の計上で、充当事業の確定に伴うものであります。

第3款の県支出金は、3,788万5,000円の増額であります。一部負担金特例措置支援事業費補助金で、東日本大震災による一部負担金等免除に係る県の財源措置によるものであります。

第8款の繰入金であります。461万9,000円の減額であります。保険料不均一賦課繰入金110万8,000円の減額及び後期高齢者医療制度臨時特例基金繰入金351万1,000円の減額で、充当事業の確定に伴うものであります。

10ページから11ページをご覧ください。

歳出であります。第1款の総務費は1,297万6,000円の減額であります。医療費適正化事業等に係る委託料の契約差金による減額、広域連合電算処理システム機器更改関係経費の減額及び後期高齢者医療制度特別対策補助金の減額で、いずれも事業費の確定に伴うものであります。

第2款の保険給付費につきましては、10億5,635万円の増額であります。東日本大震災による一部負担金等免除に伴い、広域連合が支出した分の療養給付費10億4,928万2,000円の増額と、審査支払手数料7,068万円の増額であります。

なお、一部負担金等の免除に伴い支出した療養給付費は、その約8割は国からの特別調整交付金、ほか約1割が県からの一部負担金特例措置支援事業費補助金が充当され、残りの広域連合負担分は10款予備費を減額して措置するものであります。

第3款の県財政安定化基金拠出金につきましては、1,065万5,000円の減額であります。拠出額の確定による減額であります。

第9款の諸支出金につきましては、1,312万6,000円の増額であります。保険料負担金還付金及び還付加算金の増額であります。また、診療報酬明細書二次点検等委託につきましては、第2表のとおり、債務負担行為とするものであります。

以上、議案第3号及び議案第4号につきましてご説明を申し上げます。

よろしくご審議の上、ご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

恐れ入ります。ただいまの説明の中で、第2款の審査支払手数料706万8,000円の増額ということで、訂正をしておわびを申し上げます。

以上でございます。

○議長（菅原恒雄君） これより議案審議を行います。

議案第3号から議案第4号に対する質疑に入ります。

質疑の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原恒雄君） これをもって質疑を終わります。

意見はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原恒雄君） 意見を終わります。

これより採決に入ります。

議案第3号から議案第4号までの2件を一括採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○議長（菅原恒雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号から議案第4号までは原案のとおり可決されました。

◎議案第5号及び議案第6号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅原恒雄君） 日程第8、議案第5号「平成25年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」から日程第9、議案第6号「平成25年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」まで一括議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

浅沼事務局長。

○事務局長（浅沼秀夫君） それでは、議案書12ページから14ページをお開き願います。

議案第5号「平成25年度一般会計予算」についてであります。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億676万7,000円とするものであります。

なお、詳細につきましては総務課長からご説明を申し上げます。

○議長（菅原恒雄君） 蛇口次長兼総務課長。

○次長兼総務課長（蛇口秀人君） それでは、平成25年度一般会計予算についてご説明いたし

ます。

前にお配りしております平成25年度岩手県後期高齢者医療広域連合予算に関する説明書のほうをご覧くださいいただければと存じます。

予算に関する説明書の4ページ、5ページをご覧ください。

まず歳入についてでございます。

1款1項1目市町村負担金1億9,800万円は、事務費負担金であります。広域連合規約に基づき算定しました事務経費及び派遣職員人件費等の負担金でございます。

2款1項1目及びページをめくりまして、6ページの3款1項1目の保険料不均一賦課負担金それぞれ55万7,000円は、田野畑村に係る保険料不均一賦課の国庫及び県負担金であります。

同じく6ページ、7ページを続けてご覧いただければと思います。

6款1項1目基金繰入金580万2,000円は、地方財政法第7条第1項の規定により、平成23年度繰越金の2分の1に相当する額を財政調整基金に積み立てていたものを繰り入れするものでございます。

続きまして、歳出でございます。

10ページ、11ページをお開き願います。

1款1項1目議会費は、議会運営に係る経費といたしまして、平成24年度実績から所要額を計上したものでございます。

2款1項1目一般管理費2億247万5,000円は、広域連合事務局の運営に係る経費といたしまして計上しているものでございます。

主な経費の内訳といたしましては、3節職員手当905万5,000円は、時間外勤務手当、寒冷地手当等でございます。

9節旅費は、本県の全国後期高齢者医療広域連合協議会の幹事就任に伴う経費を含む旅費を計上しておるところでございます。

14節使用料及び賃借料は、事務用パソコン、岩手県自治会館事務室、職員住宅等の借上料、賃借料でございます。

19節負担金補助金及び交付金は、派遣職員の人件費負担金でございます。

なお、平成25年度におきましては、平成24年度に比べまして、1名増の県職員を含む21名の市町村からの派遣を受けることを予定しているところでございます。

その他につきましては、平成24年度の支出実績から所要額を計上したものでございます。

12ページ、13ページをお開きいただければと思います。

2款2項1目選挙管理委員会費及び2款3項1目監査委員費は、例月出納検査及び定例監査等に要する経費など所要額を計上したものでございます。

3款1項1目老人福祉費は、田野畑村の保険料の不均一賦課に係る国庫及び県負担金の合計111万5,000円を後期高齢者医療特別会計に繰り出すものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（菅原恒雄君） 浅沼事務局長。

○事務局長（浅沼秀夫君） それでは、次に議案書15ページから19ページをお開き願います。

議案第6号「平成25年度後期高齢者医療特別会計予算」についてであります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,463億7,475万8,000円とするものであります。

また、一時借入金の借り入れの最高額は100億円とすることとし、保険給付費の各項の計上予算額に過不足が生じた場合に同一の款の各項目経費の金額を流用できるよう定めるものであります。

なお、詳細につきましては業務課長からご説明を申し上げます。

○議長（菅原恒雄君） 高橋業務課長。

○業務課長（高橋 悟君） 平成25年度後期高齢者医療特別会計予算につきまして、歳入の概要からご説明いたします。

議案書の16ページをご覧ください。

歳入であります。

第1款市町村支出金225億4,687万1,000円ではありますが、市町村の事務費負担金、保険料等負担金及び療養給付費負担金であります。

第2款国庫支出金498億8,394万円ではありますが、療養給付費負担金などの国庫負担金と調整交付金などの国庫補助金の合計額であります。

第3款県支出金130億3,294万6,000円ではありますが、療養給付費負担金などの県負担金と財政安定化基金からの支出金の合計額であります。

第4款支払基金交付金593億8,294万2,000円ではありますが、社会保険診療報酬支払基金から交付されます財政支援金であります。

第5款特別高額医療費共同事業交付金500万円ではありますが、同事業を担当する国民健康保険中央会からの交付金であります。

第8款繰入金10億6,589万2,000円ではありますが、保険料不均一賦課に係る一般会計から

の繰入金と保険料軽減対策に充てます後期高齢者医療制度臨時特例基金からの繰入金との合計額であります。

第9款繰越金3億3,518万円ではありますが、平成24年度からの繰越金であります。

17ページをご覧ください。

第11款諸収入1億2,198万7,000円ではありますが、預金利子のほか、第三者行為に係る交通事故損害賠償金などを含む雑入金などの合計額であります。

続きまして、歳出であります。

なお、歳出予算の内容の説明に当たりましては、先ほど一般会計の説明のときに使用いたしました別冊の予算に関する説明書によりましてご説明をいたします。

それでは、32ページ、33ページをご覧ください。

第1款総務費、第1項総務管理費2億7,944万5,000円ではありますが、33ページの説明欄に記載をしておりますとおり、管理用事務経費のほか、電算システムの運用保守委託料や診療報酬明細書の審査等に要する経費などであります。

また、第2項賦課徴収費45万7,000円ではありますが、後期高齢者医療の被保険者となる被扶養者であった方の情報を作成するための委託料や市町村との協議のための旅費であります。

34ページ、35ページをご覧ください。

第2款保険給付費、第1項療養諸費1,404億9,647万8,000円ではありますが、療養給付費及び訪問看護療養費などのほか、国保連合会に支払います審査支払手数料などあります。

また、第2項高額療養諸費46億7,976万5,000円ではありますが、高額療養費及び高額介護合算療養費であります。

第3項その他医療給付費3億7,800万円ではありますが、葬祭費であります。

36、37ページをご覧ください。

第3款県財政安定化基金拠出金1億2,498万7,000円ではありますが、これは広域連合の財政運営の安定化を図るため、療養給付費の増加などのリスクに備えまして、県に設置する財政安定化基金に積み立てをしようとするものでございます。

第4款特別高額医療費共同事業拠出金1,512万円ではありますが、国保健康保険中央会が行います同事業に拠出するものでございます。

第5款保健事業費3億2,605万9,000円ではありますが、健康診査事業や人間ドック等に係ります健康保持増進事業への補助金などあります。

38、39ページをご覧ください。

第8款公債費929万6,000円ではありますが、一時借入金の利子であります。

第9款諸支出金5,515万1,000円ではありますが、保険料還付金等であります。

第10款予備費は1,000万円を計上したものであります。

以上、説明を終わります。

○事務局長（浅沼秀夫君） 以上、議案5号及び議案第6号につきましてご説明を申し上げました。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原恒雄君） これより議案審議を行います。

議案第5号から議案第6号に対する質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

武田議員。

○24番（武田猛見君） 特別会計についてなんですけれども、いろいろ財政安定化基金9億5,000万崩して、新聞報道などによりますと、もういわゆる基金がほとんどなくなってきたと、そういう中で2014年度は保険料の改定になりますけれども、このままでいくと何となく引き上げがものすごいのではないかという危惧しているんですけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（菅原恒雄君） 高橋業務課長。

○業務課長（高橋 悟君） 現在の保険料率の算定時におきましては、保険料の不足分の26億円を剰余金20億円と財政安定化基金6億円で補うこととして据え置きすることとしました。

それで、今、議員のお話のとおり、現在の保険料率を据え置いたことで、剰余金につきましては全額なくなりますし、財政安定化基金についても減少します。平成26年、27年度の医療費の伸び率が今までどおり3.23%で増加していくとした場合、保険料では225億円入りまして、財源としましては20億ほど不足する見込みになっておりますので、その分が次期の保険料率の増額に影響するものと考えておりますけれども、何%上がるかというところまでは試算しておりません。

○議長（菅原恒雄君） 武田議員。

○24番（武田猛見君） どこの市町村でも介護保険の保険料が引き上げられたときにも結構大変になってくると、一気に上げられるということはもう大変な混乱を起こしかねないし、ましてや後期高齢者の保険料、先ほどもお聞きしましたけれども、払えないという方々が増えてくると思います。そういう中で保険料をいかに低く抑えるかというのは非常に大事です

し、別な何か基金を募るなり国に要望するなり含めて、そういった保険料の引き上げをできるだけ最小限にとどめるということが必要ではないかなと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（菅原恒雄君） 浅沼事務局長。

○事務局長（浅沼秀夫君） お答えいたします。

今、業務課長のほうからも申し上げました、剰余金、安定化基金、それ以外でということになりますと、あとは各市町村のほうに更なるその負担を求めるといふような状況も生まれるかとは思いますが、なるべくそういう状況にならないようにということでは考えておりますが、それでもなおかつどうしても財源不足が生じるといった場合につきましては、やはり保険料の見直しということも考えられるのかなというふうに、今現在考えております。

ただ、現在、医療費の伸び等がまだもう3.何%程度で今は見込んでいるわけですが、どの程度推移していくか、まだ見込めませんので、もう少し時期が来ないと、どの程度の影響が出てくるかわかりませんので、また11月の定例会あたりのところではある程度の粗いお話は申し上げられるかなというふうに考えております。

○議長（菅原恒雄君） よろしいですか。

[「はい」の声あり]

○議長（菅原恒雄君） ほかにございませんか。

山本議員。

○10番（山本賢一君） 33ページですか、ここにジェネリック希望カードというのがちょっと見えたんですね。大変医療費もかなりの額になっておりますが、医療費を抑える意味では、このジェネリック薬品というのは、大変、今効果があるというふうには言われておりますけれども、いずれにせよ、本人の希望とかお医者さんの処方箋等で、なかなかこういうところで議論していいのかどうかあれですけれども、ここら辺の考え方を事務局あるいは管理者、どのようにお考えかということをお聞きしたいと思います。

○議長（菅原恒雄君） 浅沼事務局長。

○事務局長（浅沼秀夫君） 事務局の現在の考え方のところで、医療費適正化の観点からということで、昨年度から試行でございますが、ジェネリック医薬品の差額通知を実施しております。

結果につきましては、対象が2万件の通知に対しまして、私どもは変更率と呼んでいますが、その変更にした方の割合が28.5%と。効果額としては粗い試算でございますが、

1,260万ほどの効果があったという分析をしております。

これにつきましては、いろいろやはり被保険者の方々から、なぜ、医師がなかなか変える必要ないという状況の中で、保険者が変えなさいというような通知をするのかというご指摘も受けておりますが、これはあくまでもその医師、調剤師等に相談をしながら、ジェネリックのほうに変更可能であればご使用くださいという形のお願いをしているというところで、今後もうしばらく試行を続けながら、そういった変更の状況等を勘案しながらということで、将来をちょっと考えていきたいというふうに思っております。

○議長（菅原恒雄君） よろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

○議長（菅原恒雄君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原恒雄君） これをもって質疑を終わります。

意見はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原恒雄君） 意見を終わります。

これより採決に入ります。

議案第5号から議案第6号を一括採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○議長（菅原恒雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号から議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（菅原恒雄君） 以上をもって日程は全部終了しました。

これをもって今期定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。ありがとうございました。

閉会 午後 2時41分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

岩手県後期高齢者医療広域連合議会

議 長 菅 原 恒 雄

副 議 長 田 村 繁 幸

署 名 議 員 児 玉 正 彦

署 名 議 員 菊 池 孝